

議第13号

高山市福祉センター管理条例及び高山市老人デイサービスセンター管理条例の一部を改正する条例について

高山市福祉センター管理条例及び高山市老人デイサービスセンター管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市福祉センター管理条例及び高山市老人デイサービスセンター管理条例の一部を改正する条例

(高山市福祉センター管理条例の一部改正)

第1条 高山市福祉センター管理条例（昭和59年高山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(事業)</p> <p>第4条 福祉センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 精神障がい者グループホームにおける事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 精神障がい者に対する相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活に必要な援助</p> <p>(7)～(10) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 福祉センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 精神障がい者グループホームにおける事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 精神障がい者に対する相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活に必要な援助又はこれに併せて、<u>居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対する当該日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u></p> <p>(7)～(10) (略)</p>

(高山市老人デイサービスセンター管理条例の一部改正)

第2条 高山市老人デイサービスセンター管理条例（平成11年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 センターは、前項に規定する事業の目的を損わない範囲内で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第3項</u>の規定による<u>生活支援事業</u>を行うことができる。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 センターは、前項に規定する事業の目的を損わない範囲内で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第5項</u>の規定による<u>障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業</u>を行うことができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。